

Q

A

Q

Q

A

表 1 . 日本標準産業大・中分類一覧（平成 1 4 年 3 月改訂版）

大分類	中分類
A 農業	0 1 農業
B 林業	0 2 林業
C 漁業	0 3 漁業 0 4 水産養殖業
D 鉱業	0 5 鉱業
E 建設業	0 6 総合建設業 0 7 職別工事業（設備工事業を除く） 0 8 設備工事業
F 製造業	0 9 食料品製造業 1 0 飲料・たばこ・飼料製造業 1 1 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く） 1 2 衣服・その他の繊維製品製造業 1 3 木材・木製品製造業（家具を除く） 1 4 家具・装備品製造業 1 5 パルプ・紙・紙加工品製造業 1 6 印刷・同関連業 1 7 化学工業 1 8 石油製品・石炭製品製造業 1 9 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 2 0 ゴム製品製造業 2 1 なめし革・同製品・毛皮製造業 2 2 窯業・土石製品製造業 2 3 鉄鋼業 2 4 非鉄金属製造業 2 5 金属製品製造業 2 6 一般機械器具製造業 2 7 電気機械器具製造業 2 8 情報通信機械器具製造業 2 9 電子部品・デバイス製造業 3 0 輸送用機械器具製造業 3 1 精密機械器具製造業 3 2 その他の製造業
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	3 3 電気業 3 4 ガス業 3 5 熱供給業 3 6 水道業

H 情報通信業	3 7 通信業 3 8 放送業 3 9 情報サービス業 4 0 インターネット付随サービス業 4 1 映像・音声・文字情報制作業
I 運輸業	4 2 鉄道業 4 3 道路旅客運送業 4 4 道路貨物運送業 4 5 水運業 4 6 航空運輸業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業
J 卸売・小売業	4 9 各種商品卸売業 5 0 繊維・衣服等卸売業 5 1 飲食料品卸売業 5 2 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 5 3 機械器具卸売業 5 4 その他の卸売業 5 5 各種商品小売業 5 6 織物・衣服・身の回り品小売業 5 7 飲食料品小売業 5 8 自動車・自転車小売業 5 9 家具・じゅう器・機械器具小売業 6 0 その他の小売業
K 金融・保険業	6 1 銀行業 6 2 協同組合金融業 6 3 郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関 6 4 貸金業、投資業等非預金信用機関 6 5 証券業、商品先物取引業 6 6 補助的金融業、金融附帯業 6 7 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
L 不動産業	6 8 不動産取引業 6 9 不動産賃貸業・管理業
M 飲食店、宿泊業	7 0 一般飲食店 7 1 遊興飲食店 7 2 宿泊業
N 医療、福祉	7 3 医療業 7 4 保健衛生 7 5 社会保険・社会福祉・介護事業

O 教育、学習支援業	76 学校教育 77 その他の教育、学習支援業
P 複合サービス事業	78 郵便局（別掲を除く） 79 協同組合（他に分類されないもの）
Q サービス業	80 専門サービス業（他に分類されないもの） 81 学術・開発研究機関 82 洗濯・理容・美容・浴場業 83 その他の生活関連サービス業 84 娯楽業 85 廃棄物処理業 86 自動車整備業 87 機械等修理業（別掲を除く） 88 物品賃貸業 89 広告業 90 その他の事業サービス業 91 政治・経済・文化団体 92 宗教 93 その他のサービス業 94 外国公務
R 公務（他に分類されないもの）	95 国家公務 96 地方公務
S 分類不能の産業	99 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

表 2 . 報告書に記載する産業廃棄物の種類

<p>《産業廃棄物》</p> <p>(1) 燃え殻 (2) 汚泥 (3) 廃油 (4) 廃酸 (5) 廃アルカリ (6) 廃プラスチック類 (7) 紙くず (8) 木くず (9) 繊維くず (10) 動植物性残さ (11) 動物固形不要物 (12) ゴムくず (13) 金属くず (14) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (15) 鋳さい (16) がれき類、 (17) 動物のふん尿 (18) 動物の死体 (19) ばいじん (20) 13号廃棄物 (21) 輸入された廃棄物 (22) 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物) (23) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物) (24) がれき類 (石綿含有産業廃棄物) (25) シュレッダーダスト (26) 建設系混合廃棄物 (27) 廃電気機械器具 (28) その他混合廃棄物 (当該産業廃棄物の「一般名称」を記載)</p>		
<p>《特別管理産業廃棄物》</p> <p>(1) 廃油 (引火性廃油) (2) 廃油 (特定有害産業廃棄物) (3) 廃油 (引火性廃油、 特定有害産業廃棄物) (4) 廃酸 (廃強酸) (5) 廃酸 (特定有害産業廃棄物) (6) 廃酸 (廃強酸、 特定有害産業廃棄物) (7) 廃アルカリ (廃強アルカリ) (8) 廃アルカリ (特定有害産業廃棄物) (9) 廃アルカリ (廃強アルカリ、 特定有害産業廃棄物) (10) 感染性廃棄物、 (11) 廃 PCB、 (12) PCB 汚染物、 (13) PCB 処理物 (14) 鋳さい (特別管理産業廃棄物) (15) 廃石綿等 (16) ばいじん (特別管理産業廃棄物) (17) 燃えがら (特別管理産業廃棄物) (18) 汚泥 (特定有害産業廃棄物) (19) 指定有害産業廃棄物 (20) その他混合廃棄物 (当該特別管理産業廃棄物の「一般名称」を記載)</p>		
<p>《混合廃物の記載例》</p> <p>廃電池類 (乾電池など) その他混合廃棄物 (「乾電池」などの一般的名称を記載) 廃二輪車 (バイクなど) その他混合廃棄物 (「バイク」などの一般的名称を記載)</p>		

表3. 産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.00
15	鋳さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/立米)。

【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【注3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

【注4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

各地方振興局 連絡先

福島県県北地方振興局 環境課 (管轄地域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡) 〒960 - 8065 福島市杉妻町5 - 75 電話番号 024 - 521 - 7539
福島県県中地方振興局 環境課 (管轄地域：須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡) 〒963 - 8540 郡山市麓山1 - 1 - 1 電話番号 024 - 935 - 1502
福島県県南地方振興局 環境課 (管轄地域：白河市、西白河郡、東白川郡) 〒961 - 0971 白河市字昭和町269 電話番号 0248 - 23 - 1420
福島県会津地方振興局 環境課 (管轄地域：会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡) 〒965 - 8501 会津若松市追手町7 - 5 電話番号 0242 - 29 - 3908
福島県南会津地方振興局 県民環境課 (管轄地域：南会津郡) 〒967 - 0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277 - 1 電話番号 0241 - 62 - 2062
福島県相双地方振興局 環境課 (管轄地域：南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡) 〒975 - 0031 南相馬市原町区錦町1 - 30 電話番号 0244 - 26 - 1237
福島県生活環境部 不法投棄対策室 〒960 - 8670 福島市杉妻町2 - 16 電話番号 024 - 521 - 7259

郡山市及びいわき市については、市役所担当課にお問い合わせ下さい。